

国による子供医療費無料化制度の創設について

四国部会提出
説明担当 さぬき市

(理由)

少子化の克服は国家的な課題であり、厚生労働省が発表した2013年の合計特殊出生率は1.43で前年を上回ったものの、人口を維持するのに必要な2.07への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準で推移している。

深刻な少子化の進行の中で、子育て世帯への直接的な経済支援、育児への心理的支援は大変重要であり、少子化対策として最も望まれている経済的負担の軽減は、国によって行われるべきである。

国による子育て支援が不十分な中、地方自治体は、子供医療費の無料化を求める声に応え、助成制度を充実してきた。

子供医療費無料化は、全ての都道府県で行われている事業で、それに伴い、通院では約6割、入院では約7割の市町村で中学校卒業までの無料化制度が実施されている。

本来、子育て支援にかかわる医療の基本政策は国でなすべき事業であり、抜本的政策改善の責任は国にある。

ところが、医療費助成について、窓口での支払いが不要な「現物給付」にした場合には、国民健康保険の国庫負担金が調整(減額)され、「現物給付」にしている市町村では、財政運営上の大きな支障となっている。

よって、国においては、子供医療費の無料化制度を創設されるよう強く要望する。